

## 第5回研究会における検討事項

### 第1 実質株主確認の制度に関する検討

会社法上、会社は株主名簿上の株主を株主として取り扱えば足りるものの、実際には、株主名簿に記載された株主の背後に議決権の行使についての指図権限等を有する者（実質株主）が存在している。そうしたところ、会社が株主との建設的な対話に取り組む上で、実質株主を把握することが必要であるとの指摘がある。

諸外国における実質株主把握のための方策として、公衆縦覧等の仕組みによるものや会社が実質株主を把握する仕組みによるものなどがあり、日本において新たな制度のあり方を考える上でも、さまざまなアプローチがあり得るところである。

このような中で、会社法の観点から、実質株主の把握に関する制度のあり方を検討することについて、どのように考えるか。また、今後検討すべき論点としてどのようなものが考えられるか。

### 第2 種類株主総会決議の要否（会社法第322条関係）

会社法上、種類株式発行会社は、①一定の定款変更（会社法第322条第1項第1号）、②株主を相手方として株式数の増減にかかわる行為（同項第1号の2～第6号）及び③組織再編行為（同項第7号～第14号）をする場合において、ある種類株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当該種類株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、当該行為を有効に行うことができないとされており、このうち②及び③の行為については定款で定めるところにより、種類株主総会決議を要しないことが認められているのに対して、①の定款変更（ただし、単元株式数についてのものを除く。）に関しては、そのような定款の定めによる種類株主総会の決議の排除が認められていない。

我が国のスタートアップ企業においては、種類株式を用いて資金調達をする例が多く、また、種類株式の内容は投資ラウンドによって異なることが通常であるため、上記①の定款変更が頻繁に生じるようであり、その際に「ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれ」の該当性が明らかでなく、既存の種類株式との関係で種類株主総会決議の要否の判断が難しい場面が少なくないとの指摘がされている。

スタートアップ投資の実情等も踏まえ、「ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれ」の基準についてどのように考えるか、また、スタートアップの実務において実際に生じ得る具体的場面に関して、種類株主総会の決議の可否をどのように考えるか。